

事業所各位

(社)福岡県労働基準協会連合会

柳川支部

柳川労働基準協会 会長 大津 茂

小型移動式クレーン運転技能講習会実施(ご案内)

ご承知のように、つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーン運転の業務については、技能講習修了の資格を持っている者でなければ就業出来ません。

つきましては、福岡労働局の登録教習機関、(社)福岡県労働基準協会連合会柳川支部として、小型移動式クレーン運転技能講習会を、下記の通り**3日間**開催しますので、この機会に是非受講されるようご案内申し上げます。

◆日時・講習科目・講習場所

(※は一部免除者)

日	時 間	科 目	時間数	会 場
第1日目 8月28日 (金曜日)	8:30 ~ 9:00	受 付		学 科 柳川商工会館 3階大ホール
	9:00 ~ 16:10	小型移動式クレーンに関する知識	6 時間	
	16:15 ~ 17:15	原動機及び電気に関する知識	1 時間	
	17:20 ~ 18:20	※小型移動式クレーン運転の為の合図	1 時間	
第2日目 8月29日 (土曜日)	8:30 ~ 9:00	受 付		
	9:00 ~ 12:10	※小型移動式クレーン運転の為に必要な力学に関する知識	3 時間	
	13:00 ~ 15:05	原動機及び電気に関する知識	2 時間	
	15:10 ~ 16:10	関係法令	1 時間	
	16:15 ~ 17:15	学科試験	1 時間	
第3日目 8月30日 (日曜日)	8:00 ~ 8:30	受 付		
	8:30 ~ 15:15	小型移動式クレーンの運転	6 時間	
	15:15 ~ 16:15	実技試験	1 時間	

◆受講料並び講習・受講料一部免除者 ※受講者は、18才以上の方。

◎一般受講者(20H) **38,450円**(消費税込) [テキスト代1,700円(税込)を含む]

◎一部免除者(16H) **31,100円**(消費税込) [テキスト代1,700円(税込)を含む]

一部免除者：クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は掲貨装置運転士免許を受けた者。玉掛技能講習又は床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者。但し、上記運転士免許証又は技能講習修了証のコピーを添付して下さい。

◆申 込 先 ◎柳川労働基準協会まで(柳川商工会館内) {柳川庁舎前}

〒832-0045 柳川市本町117-2 TEL 0944-73-7000

◆定員及び締切日 ◎申込順に受付け、**定員40名**になり次第締切ります。尚、**8月21日(金)**までと致します。

※注意事項

- ・規定申込用紙に記入の上、写真(無帽、上半身、2.5×3.0 cm)2枚、50円切手。(写真裏面に氏名を記載して下さい。)
- ・一部免除者は、必ず、上記運転士免許証又は技能講習修了証のコピーを添付して下さい。



～ お 知 ら せ ! ～

『フォークリフト運転技能講習会』平成21年9月19日～22日の4日間実施。